

2024 年 11 月 25 日

返戻金について

当社の紹介により採用された求職者（以下「甲」という）が紹介先に入職した日以後、次の期間内に退職した場合、当社は紹介先（以下「乙」という）に対して、紹介手数料の下記の率で算出した金額を返戻するものとします。

但し①乙の都合による解雇、乙の責に帰すべき事由による雇用契約の終了、甲の死亡、天災その他の不可抗力、または株式会社東鑫コーポレーション（以下「丙」という）が免責されることが相当と認められるその他の事由が生じた場合はこの限りではない。

なお、紹介手数料の返戻については、甲の退職日から 1 か月以内に、乙が丙に対し書面により報告を行い、退職に関する事実関係（転職理由を含む）について乙および丙の双方が確認した場合に限り適用されるものとする。

- | | |
|---------------------------------|-----|
| 1. 入職した日以後 1 か月未満で退職した場合 | 80% |
| 2. 入職した日以後 1 か月以上 3 か月未満で退職した場合 | 50% |

紹介手数料の返戻について当社は、その事由発生の事実を求人者から書面で申し出を受領した日の属する月の翌月末日までに返金を行います。

なお、本件制度の詳細および適用条件については、各求人者との個別取引において別途定めるものとする。

福岡県福岡市博多区博多駅東 1-1-33 はかた近代ビル 4 階
株式会社東鑫コーポレーション